

多摩都市モノレール延伸部沿線まちづくり・プロジェクト検討会 設置要綱

（目的）

第1条 多摩のまちづくり戦略で示した多摩都市モノレール延伸部（上北台～箱根ヶ崎）の地域の将来像の実現に向け、事業の具体化を図るため、多摩都市モノレール延伸部沿線まちづくり・プロジェクト検討会（以下、「まちづくり・プロジェクト検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 まちづくり・プロジェクト検討会は、多摩のまちづくり戦略で示した「プロジェクトのコンセプト」を踏まえ、次の事項について検討する。

- （1）子育て、観光、産業、エネルギー、インフラ、景観・土地利用等の観点からのプロジェクト案
- （2）まちづくりを先導するプロジェクトの事業の実施主体、実施手法、実施内容等
- （3）その他必要と認める事項

（構成）

第3条 まちづくり・プロジェクト検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 まちづくり・プロジェクト検討会には、座長を置く。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 座長は、まちづくり・プロジェクト検討会を代表し、会務を総理する。

2 まちづくり・プロジェクト検討会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

3 まちづくり・プロジェクト検討会は原則非公開とするが、議事要旨については公表する。

（守秘義務）

第5条 委員又は第4条第2項の規定により会議に出席した委員は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第6条 まちづくり・プロジェクト検討会の運営に関する事務は、都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課が行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり・プロジェクト検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

別表

多摩都市モノレール延伸部沿線まちづくり・プロジェクト検討会 委員

東京大学 教授 小泉 秀樹(座長)
日本大学 教授 大沢 昌玄(副座長)
有限会社永山祐子建築設計 主宰 永山 祐子
多摩大学 教授 長島 剛
名古屋大学 客員准教授 平山 雄太
京都大学 助教 岩瀬 諒子
東京都都市整備局 都市基盤部長
東京都都市整備局 多摩まちづくり政策部長
東大和市 副市長
武蔵村山市 副市長
瑞穂町 副町長
多摩都市モノレール株式会社 延伸推進室長(総務部計画担当部長兼務)

※必要に応じ、適宜見直しできるものとする

(事務局)

東京都都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課